

第三章

資料 研修プログラムの概要

この章の資料について（使い方）

本章で掲載する資料は、第二章において報告した「地域体制整備コーディネーター・行政担当者全国研修（帯広会場・広島会場）」「地域移行推進員・関係スタッフ研修」における講義・実践報告等の概要および演習・グループセッションの進め方等をまとめたものです。

各都道府県で研修を企画する際の、講義ポイントや演習の進め方の参考としてご活用ください。

研修の構成要素と本章で掲載する資料

方法	主な項目	本章で掲載する資料	
		地域体制整備コーディネーター研修	地域移行推進員研修
講義	障害福祉施策全般の理解 精神保健福祉関係施策の理解 自治体単位での現状と課題	[資料1] 精神障害者の地域移行－現状と課題－	
	事業の全体像の理解 意義と役割の理解 関係機関の役割	[資料2] 精神障害者の地域移行とは [資料3] 地域体制整備コーディネーターの役割と課題 地域移行支援におけるそれぞれの役割 (第五章提言1.「精神障害者の地域移行支援に、保健所が果たすべき役割」)	
	関連技術 ケアマネジメント 相談面接 社会資源開発 ピアサポーター養成等		[資料4] 個別支援の視点
実践報告		[資料5] 実践的地域移行の展開－各地の報告と課題－（広島会場）	[資料6] 地域移行推進員の活動紹介
演習	事例検討 グループセッション	[資料7] 地域体制整備コーディネーターの役割－具体的展開へのアプローチ（広島会場） [資料8] 地域体制整備コーディネーターの現状と課題－それぞれの現状と今後の展望を話し合おう－（帯広会場・広島会場）	[資料9] 地域移行推進員の役割

※上記の主な項目は例示であり、標準プログラムを示したものではない。各都道府県で実情に応じて構成要素が検討されるものと想定。

[資料1] 講義

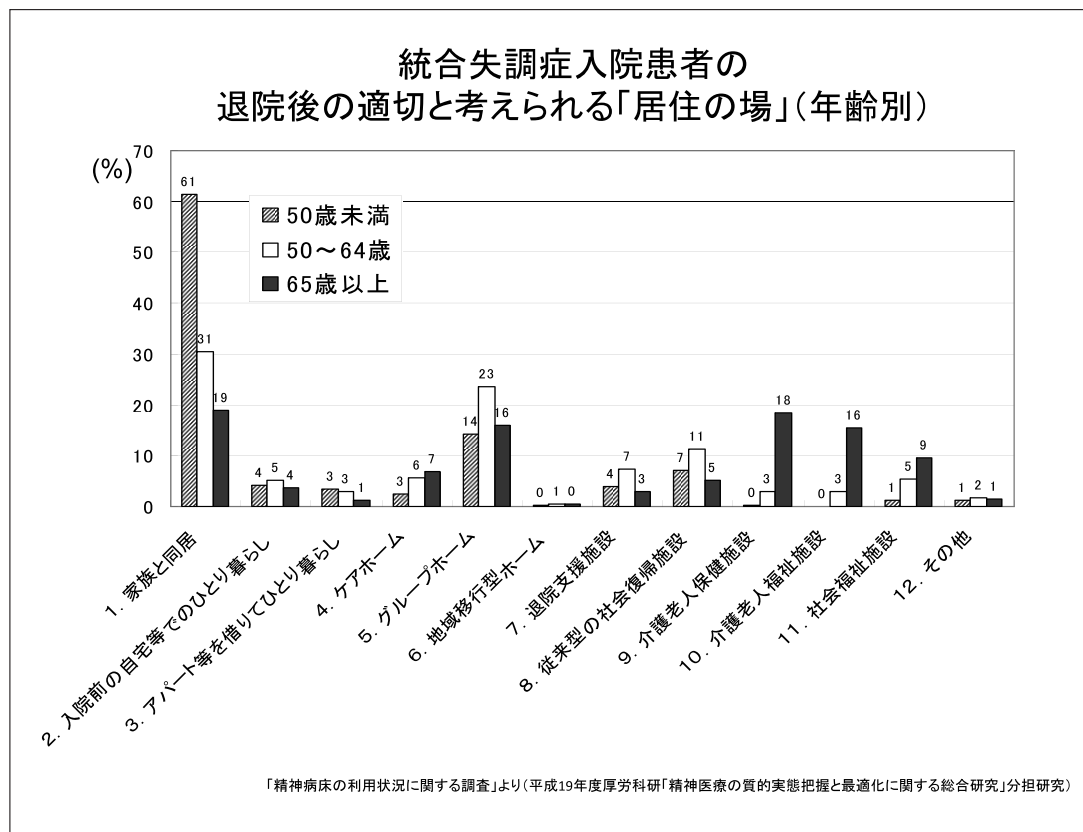
「精神障害者の地域移行」－現状と課題－

精神・障害保健課 吉川 隆博

(厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部)

I 精神障害者の地域移行に関連する障害福祉施策の現状－①

(第20回「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」資料より)

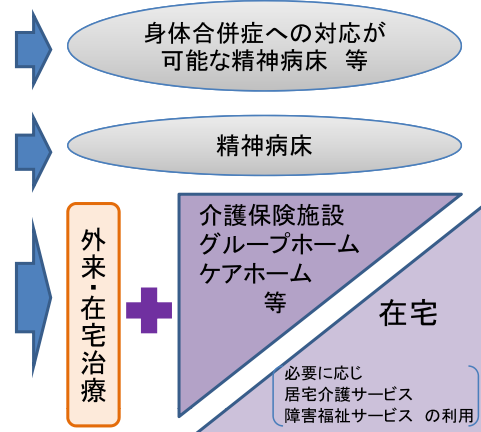


精神障害者の治療・生活の場についての検討

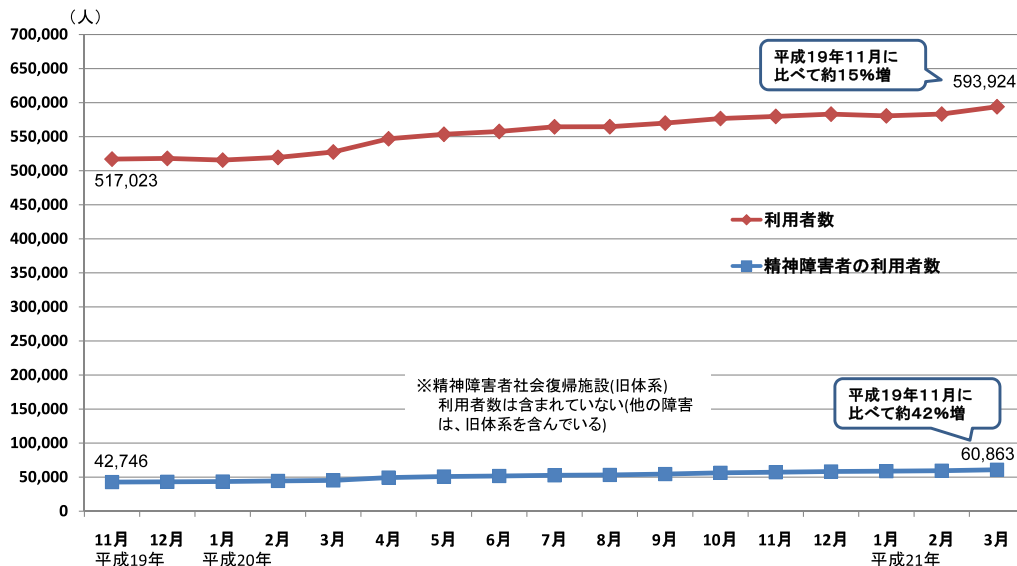
- 精神障害者の心身の状況に応じて、どのような治療・生活の場が適切か

医療ニーズ		生活ニーズ		年齢
身体合併症	精神症状	ADL	IADL	

要入院治療	要入院治療			
	それ以外			
それ以外	要入院治療			
	それ以外			
		要介助		65歳以上
		介助不要	要支援	65歳未満
			支援不要	

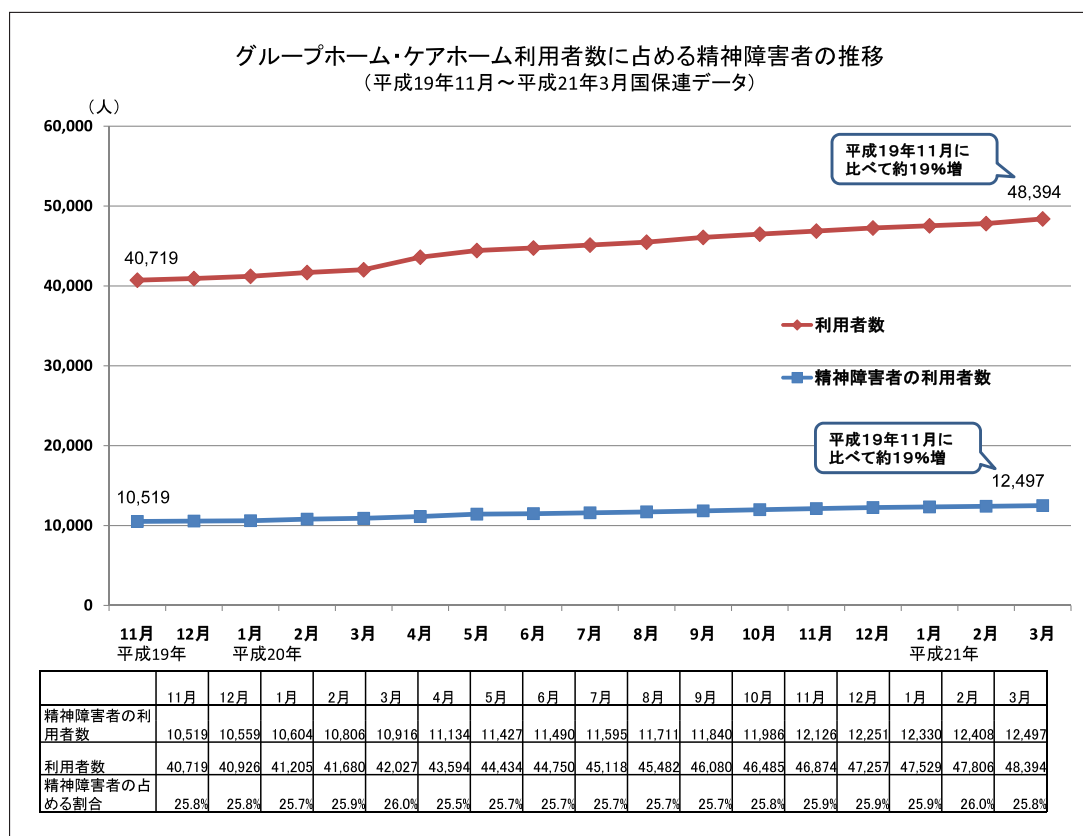
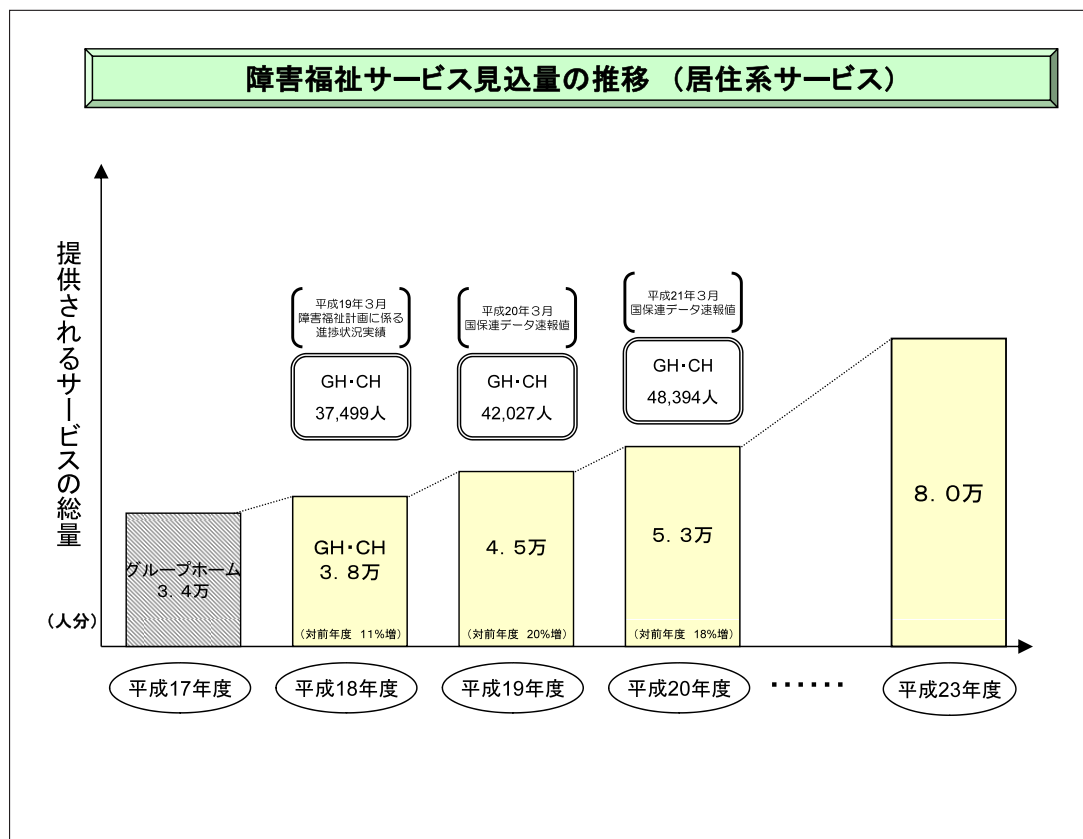


障害福祉サービス利用者数に占める精神障害者の推移
(平成19年11月～平成21年3月の推移:国保連データ)

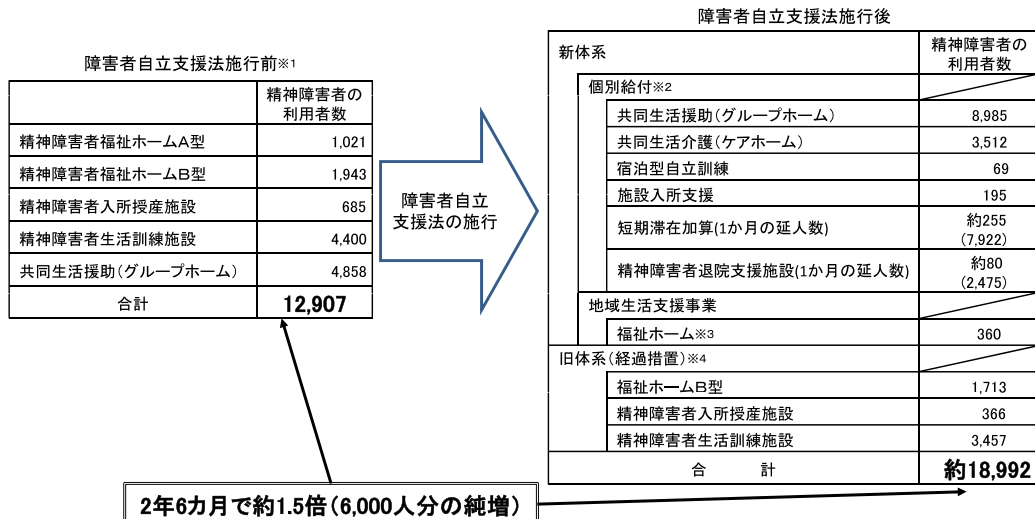


※複数サービスを利用している者は、各々カウントしている。

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
精神障害者の利用者数	42,746	43,135	43,581	44,474	45,205	49,427	50,925	51,746	52,811	53,279	54,611	56,366	57,306	58,382	58,810	59,488	60,863
利用者数	517,023	518,064	515,672	519,440	527,470	546,965	553,514	557,606	564,488	564,621	569,926	576,695	579,753	583,097	580,568	583,252	593,924
精神障害者の占める割合	8.3%	8.3%	8.5%	8.6%	8.6%	9.0%	9.2%	9.3%	9.4%	9.4%	9.6%	9.8%	9.9%	10.0%	10.1%	10.2%	10.2%



居住系サービスの推移(精神障害者)



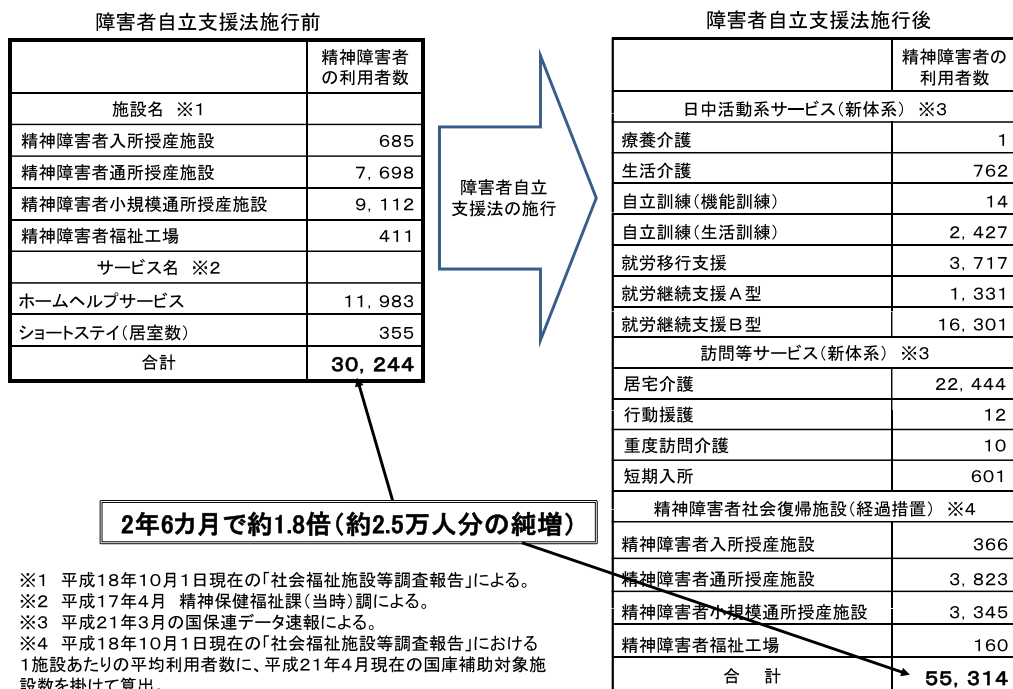
※1 平成18年10月1日現在の「社会福祉施設等調査報告」による。

※2 平成21年3月の国保連データ速報による。短期滞在加算及び精神障害者退院支援施設は1ヶ月の延べ利用者数を31で除した1日あたりの利用者数。

※3 平成18年10月1日現在の「社会福祉施設等調査報告」における精神障害者福祉ホームA型の利用者数に福祉ホームへの移行率(35.3%;平成20年4月1日現在、障害福祉課調べ)を掛けて算出。

※4 平成18年10月1日現在の「社会福祉施設等調査報告」における1施設あたりの平均利用者数に、平成21年4月現在の国庫補助対象施設数を掛けて算出。

日中活動系サービス、在宅サービスの推移(精神障害者)

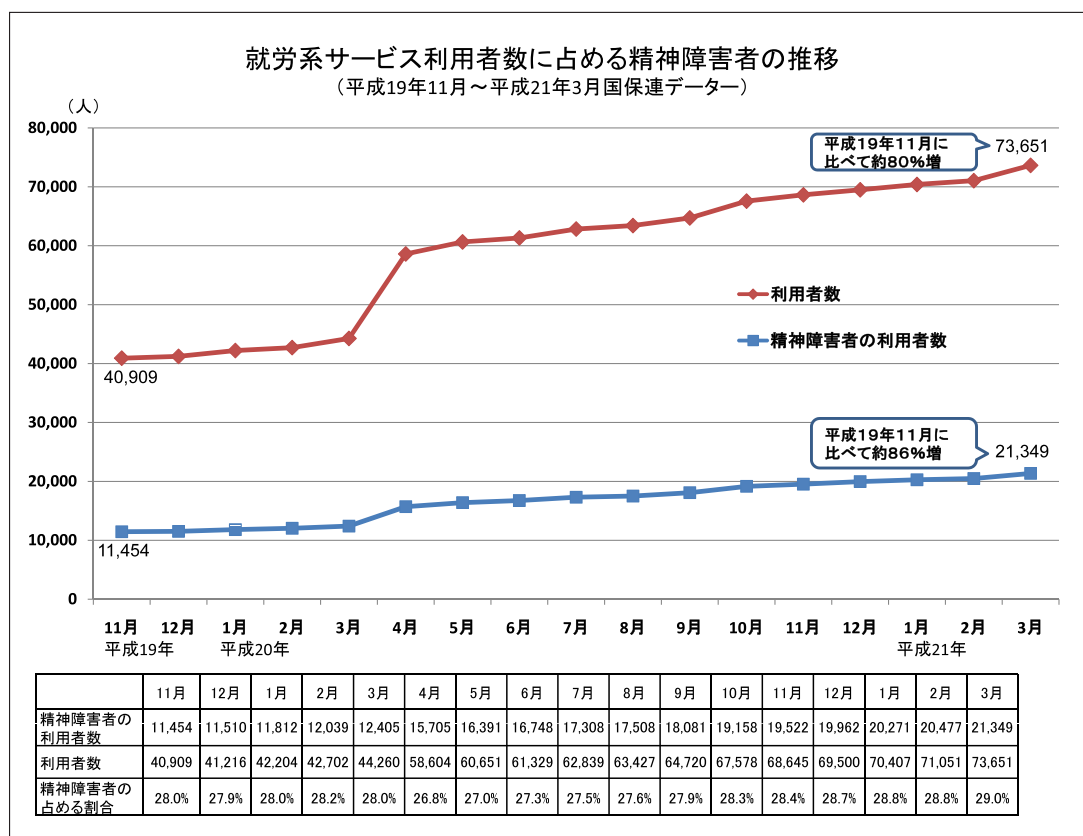
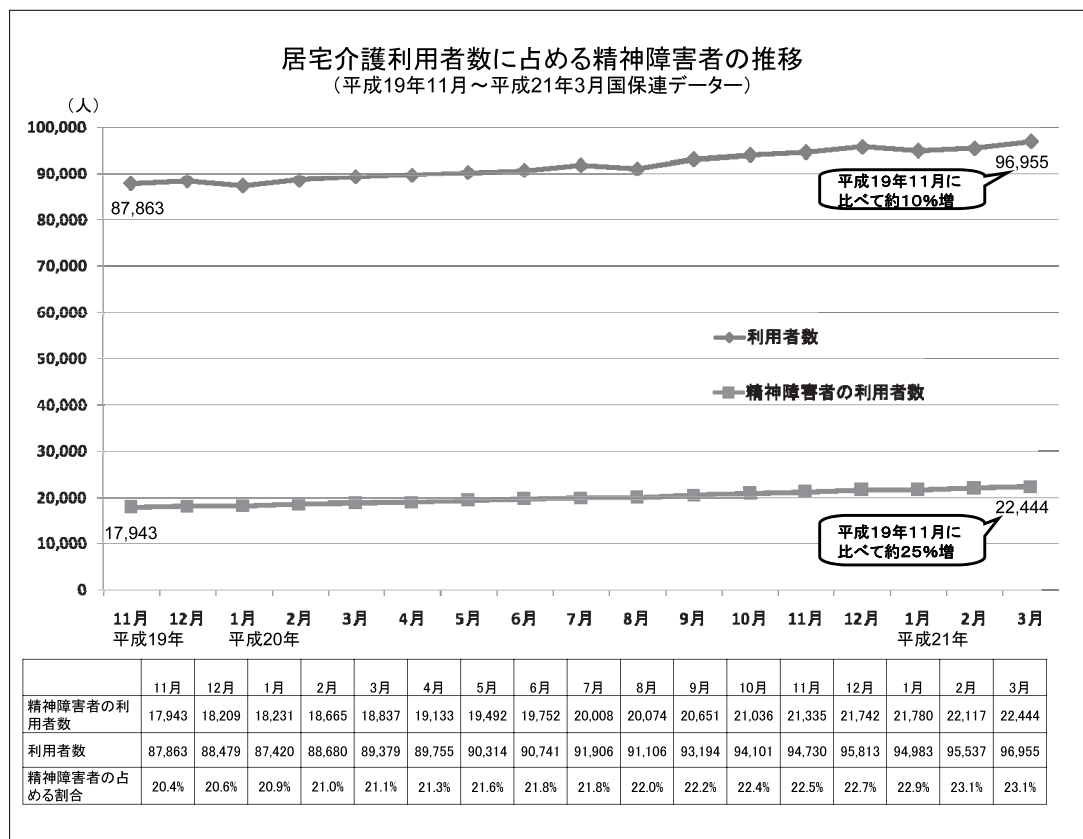


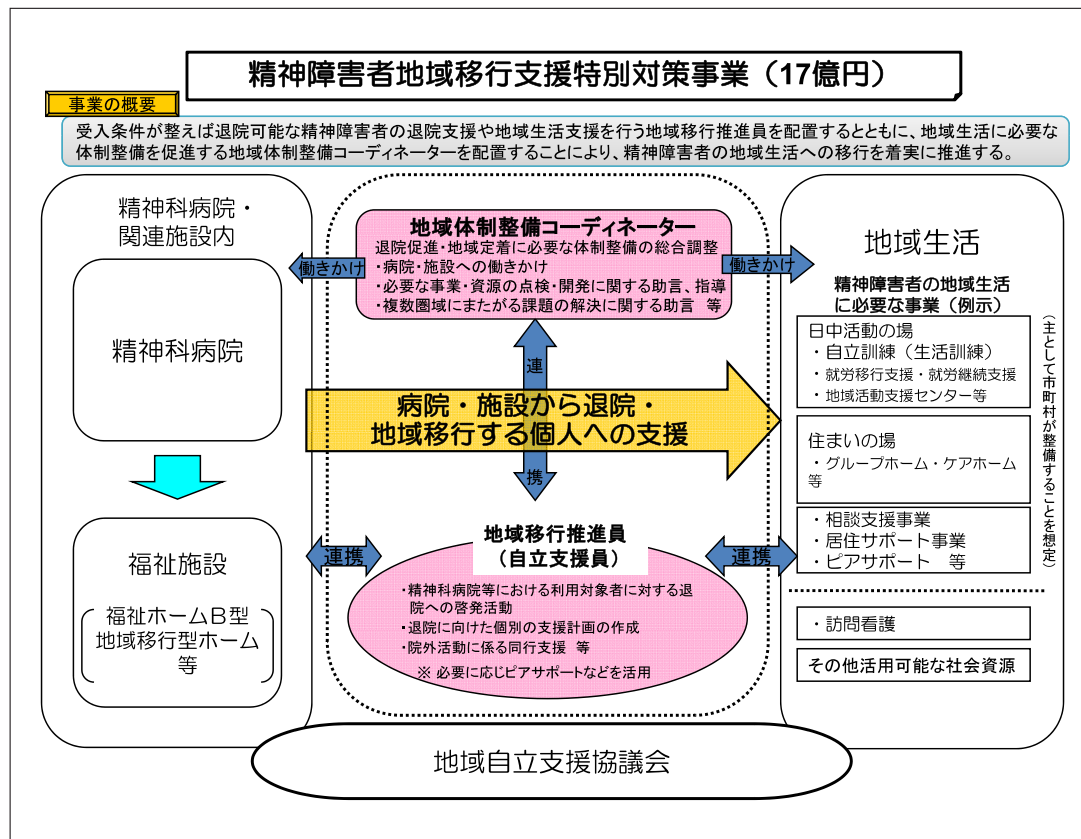
※1 平成18年10月1日現在の「社会福祉施設等調査報告」による。

※2 平成17年4月 精神保健福祉課(当時)調による。

※3 平成21年3月の国保連データ速報による。

※4 平成18年10月1日現在の「社会福祉施設等調査報告」における1施設あたりの平均利用者数に、平成21年4月現在の国庫補助対象施設数を掛けて算出。





精神障害者地域移行支援特別対策事業の実績

平成21年6月末現在

	実施自治体数	全圏域数	実施圏域数	実施圏域数／全圏域数	事業対象者数(人)	退院者数(人)
平成15年度	16 (含指定都市1)	—	—	—	226	72
平成16年度	28 (含指定都市3)	—	—	—	478	149
平成17年度	29 (含指定都市5)	—	—	—	612	258
平成18年度	26都道府県	385	148	38.4%	786	261
平成19年度	42都道府県	389	236	60.7%	1,508	544
平成20年度	45都道府県	386	295	76.4%	2,021	745
平成21年度	47都道府県	389	337	86.6%	—	—

※平成15年度から平成17年度まではモデル事業、平成18年度～平成19年度までは、精神障害者退院促進支援事業として実施。

※退院者数については、当該年度内に退院した者の数であり、年度を越えて退院した者の数は、含まれていない。

※平成21年度は実施予定も含む。

Ⅱ 精神障害者の地域移行に関連する障害福祉施策の現状－② 地域移行の推進をめざして！

（「障害者自立支援法の見直しについて」平成21年4月6日版資料より）

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の抜粋（H21.3.31国会提出→廃案）

地域移行支援・地域定着支援について

1. 地域移行支援

施設や病院に長期入所等していた者が地域での生活に移行するためには、住居の確保や新生活の準備等について支援が必要。

→ 現行の「精神障害者地域移行支援特別対策事業」（補助金）で行われているものと同様の事業を個別給付に。

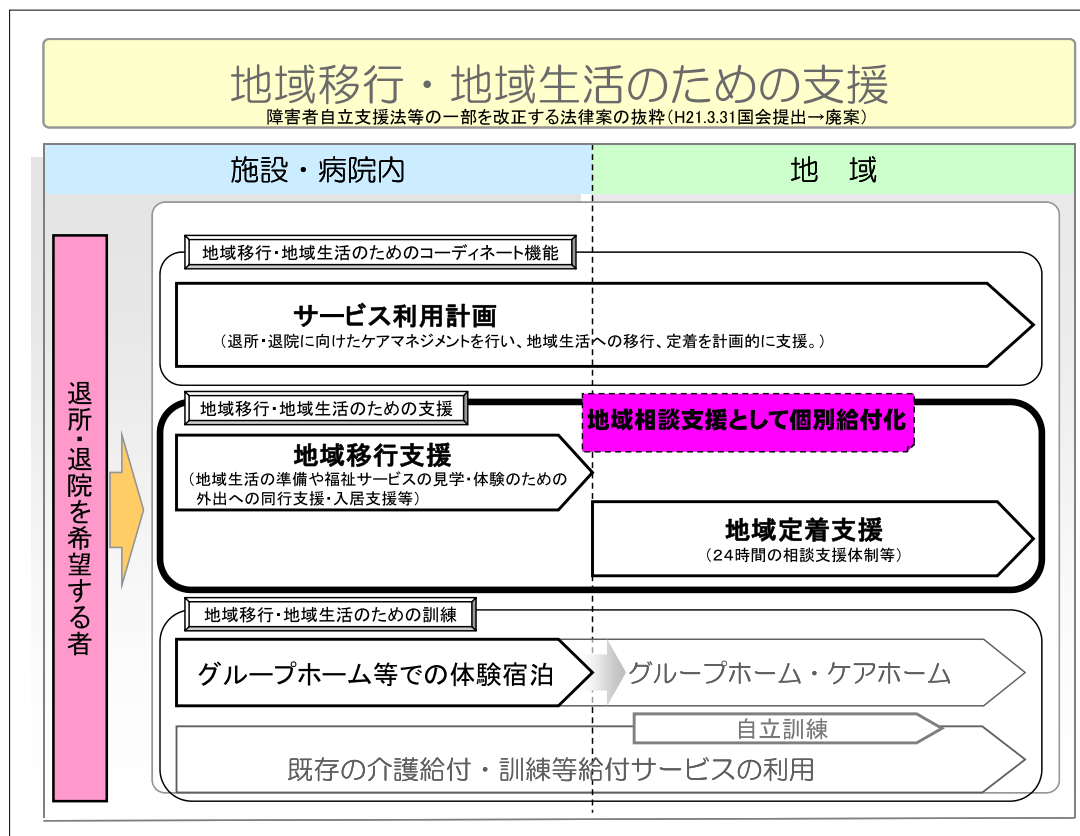
2. 地域定着支援

居宅で一人暮らししている者については、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等のサポート体制が必要。

→ 現行の「居住サポート事業」（補助金）で行われているものと同様の事業を個別給付に。

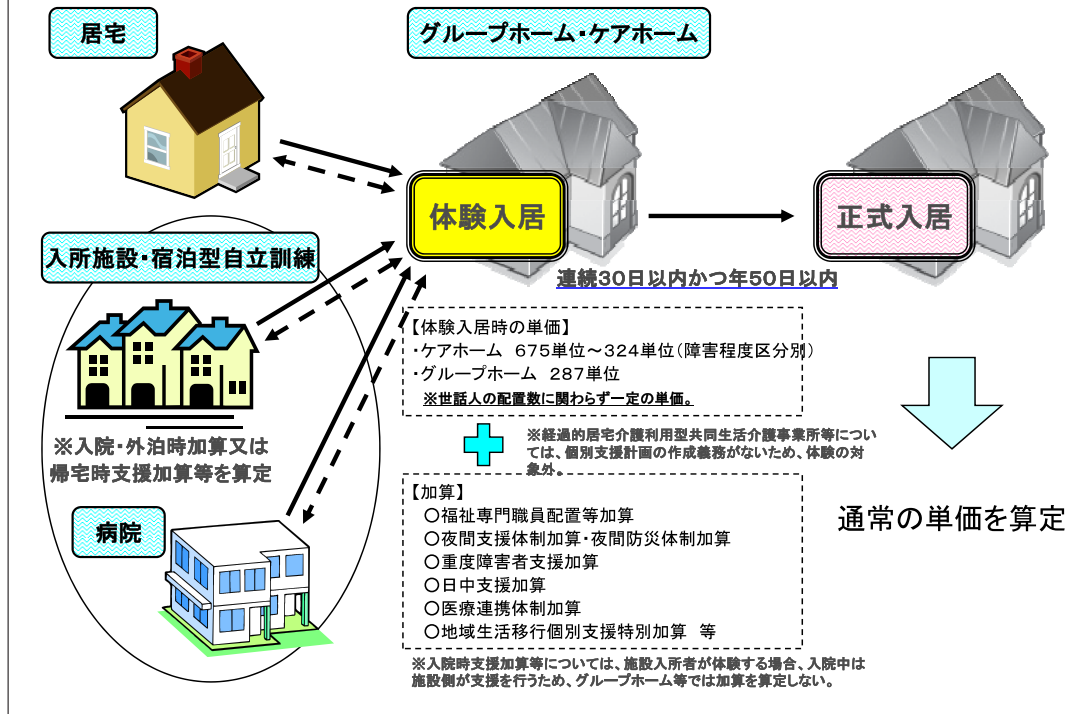
（参考）

- ・ 社会保障審議会でも、地域における自立した生活の支援のためにこれらの支援を自立支援給付の対象とすべきとされている。



グループホーム・ケアホームの体験入居

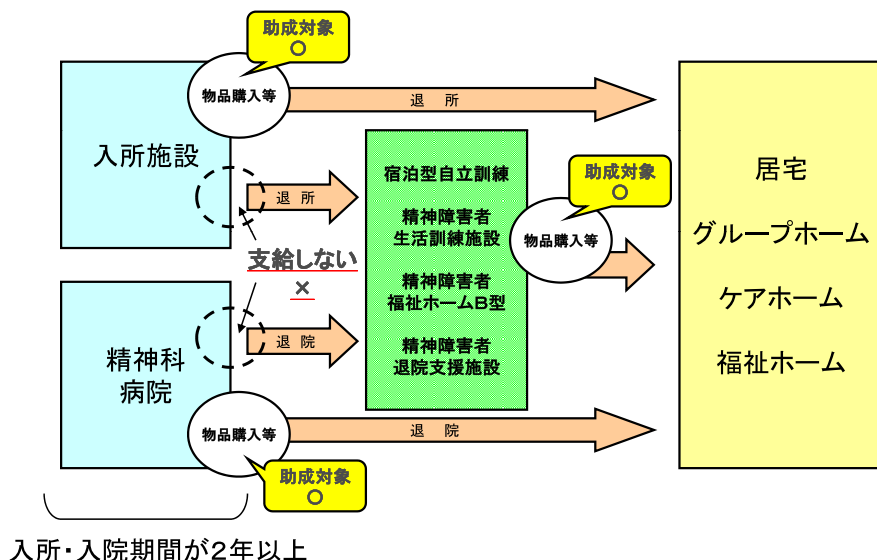
H21. 4～



地域移行支度経費支援事業(新規) 障害者自立支援対策臨時特例交付金の活用

- 事業の目的
入所施設の入所者や精神科病院の入院患者の地域生活への移行を促進するため、地域での生活において必要となる物品の購入について支援を行うことを目的とする。
- 事業の内容
 - 実施主体 都道府県
 - 事業の内容
入所施設の入所者又は精神科病院の入院患者が地域生活に移行するに当たって、地域生活で新たに必要となる物品を購入するための費用の助成を行う。
 - ・対象施設：障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所、精神障害者退院支援施設、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床を有するものを含む。）、身体障害者療護施設、身体障害者入所更生施設、身体障害者入所授産施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、知的障害者通所寮、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者福祉ホームB型
 - ・対象者：対象施設に2年以上入所等している障害者（宿泊型自立訓練事業所、精神障害者退院支援施設、知的障害者通所寮、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者福祉ホームB型を除く対象施設に2年以上入所・入院していた者に限る。）であって、居宅（賃貸住宅を含み、家族等との同居の場合を除く。）、ケアホームグループホーム又は福祉ホームに移行する者。
 - ・対象物品：地域生活を開始するに当たり必要となる物品類（布団・枕・シーツ等の寝具、タオル、照明器具、食器類等であってグループホーム等の共用物品は除く。）
- 補助単価 1人あたり30,000円以内
- 補助割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
※（精神科病院、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者入所授産施設からの退院・退所については、国1/2、都道府県（政令指定都市）1/2）
- 実施年度 平成21年度～23年度
- 留意事項
事業を行うに当たっては、都道府県が対象施設に助成を行い、原則対象施設が対象者に現物をもって支給若しくは購入の支援又は現金の支給を行うこと。
- 事業担当課室・係 障害福祉課 地域移行支援係

地域移行支度経費支援事業の助成対象



第2期障害福祉計画[精神障害者地域移行関係](抜粋)

第二 障害福祉計画の作成に関する事項

一 障害福祉計画の作成に関する基本的事項

2 平成23年度の数値目標の設定

(二)入院中の精神障害者の地域生活への移行 (略)

さらに、都道府県においては、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」(平成20年5月30日付け障発第0530001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知により実施する事業をいう。以下同じ。)による平成23年度末までの退院者数の目標値を定める。

三 都道府県障害福祉計画の作成に関する事項

1 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(四)退院可能精神障害者の地域生活への移行促進

退院可能精神障害者の地域生活への移行を促進するため、市町村と協働して「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を実施するとともに、本事業による平成23年度末までの退院者数の目標値を踏まえ、平成21年度から平成23年度までの各年度の退院者数の目標値を設定するとともに、当該目標値を踏まえ必要となる各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの量の見込みを定める。

精神障害者の地域生活への移行・地域定着のための支援

精神障害者地域移行・地域定着支援事業

- 平成22年度予算（案）：1,670,446千円
- 実施主体：都道府県、指定都市
- 補助率：1/2

＜理念＞「地域を拠点とする共生社会の実現」

精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した地域生活を送ることができるよう関係機関の連携の下で医療、福祉等の支援を行う。

＜支援内容＞

従来の「地域移行支援特別対策事業」について、地域生活への移行支援にとどまらず、**地域生活への移行後の地域への定着支援も行**う事業へ見直し。

- 地域移行支援（従来の「地域移行支援特別対策事業」を踏襲）
受入条件が整えば退院可能な精神障害者の退院支援や地域生活支援を行う地域移行推進員を配置するとともに、地域生活に必要な体制整備を促進する地域体制整備コーディネーターを配置することにより、精神障害者の地域生活への移行を着実に推進する。

【新規事項】ピアサポーターの同行活動経費を本事業の予算に計上

○ 地域定着支援（新規事項）※保健所、精神保健福祉センター等の関係機関の連携

・地域生活を維持するための支援体制の構築

①受療中断者や自らの意思では受診できない者等に対し、医師・保健師等の多職種チームの訪問による治療開始、治療継続等の支援等を行う体制の強化

例）精神保健センター又は委託先医療機関に「多職種チーム」を設置し、医師の往診を含む訪問による支援

②精神的不調や疾病を抱えた若年者（10～20歳代）に対し、より早い段階で適切な支援を行い、必要に応じ精神科医療機関への紹介、治療導入が行えるような包括的支援体制の検討

例）地域において、若年者やその家族等が心理的にもアクセスしやすい相談体制の構築

（精神保健福祉士、看護師等からなる相談支援体制チームによる相談・紹介業務等の実施）

・精神障害者の参加による地域住民との交流の促進

地域において精神障害者と住民等が直接交流する機会を増やすことにより、精神障害に対する周囲の正しい理解や行動を促し、更なる普及啓発を図る取組 等

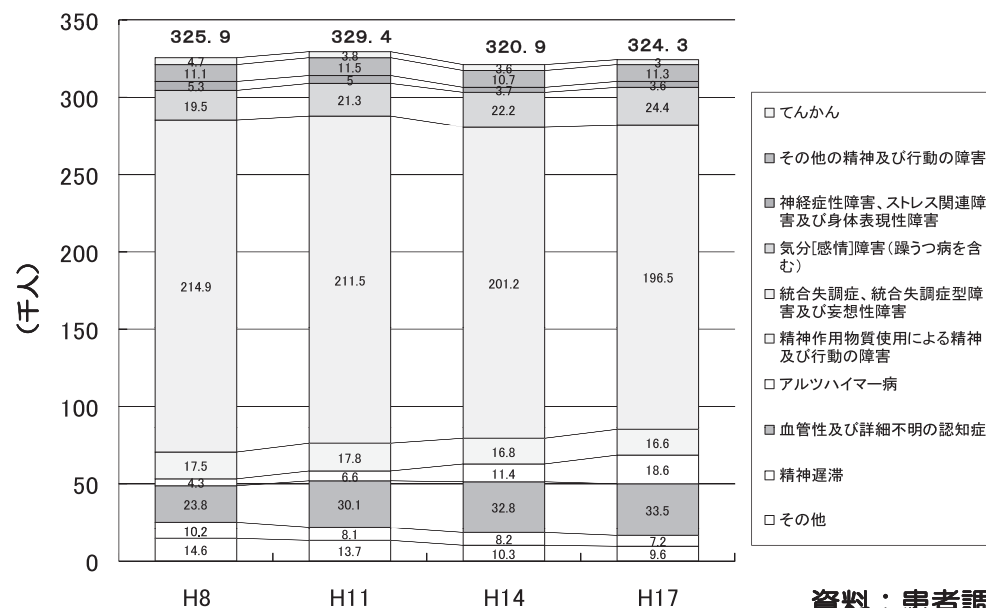
（下線は新規事項）

Ⅲ 精神障害者の地域移行に関連する地域精神医療体制の現状及び課題

（第19回「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」資料より）

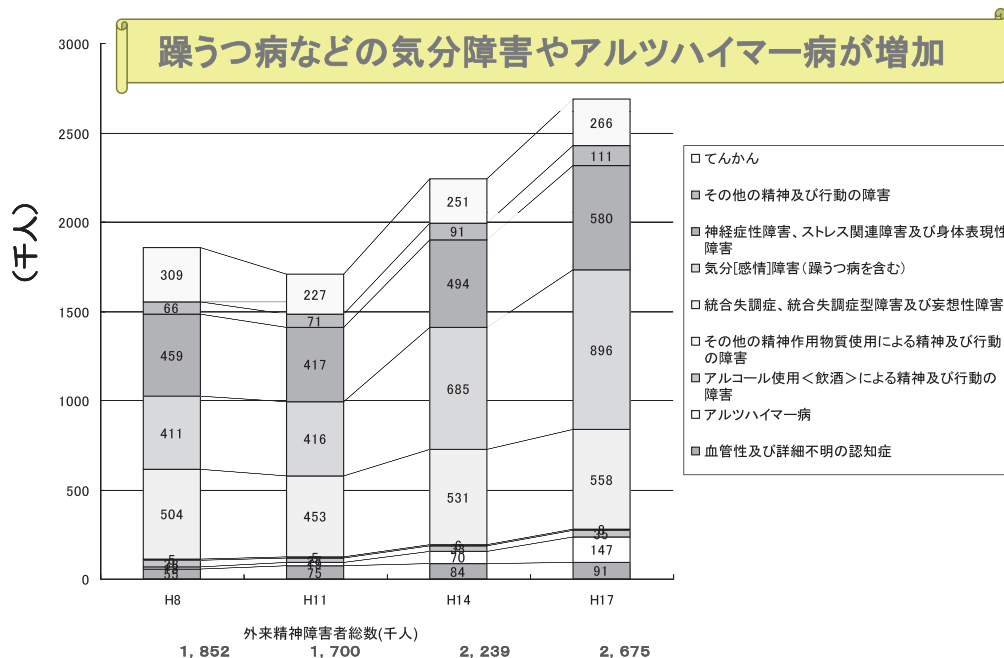
精神病床入院患者の疾病別内訳

統合失調症の減少、認知症の増加



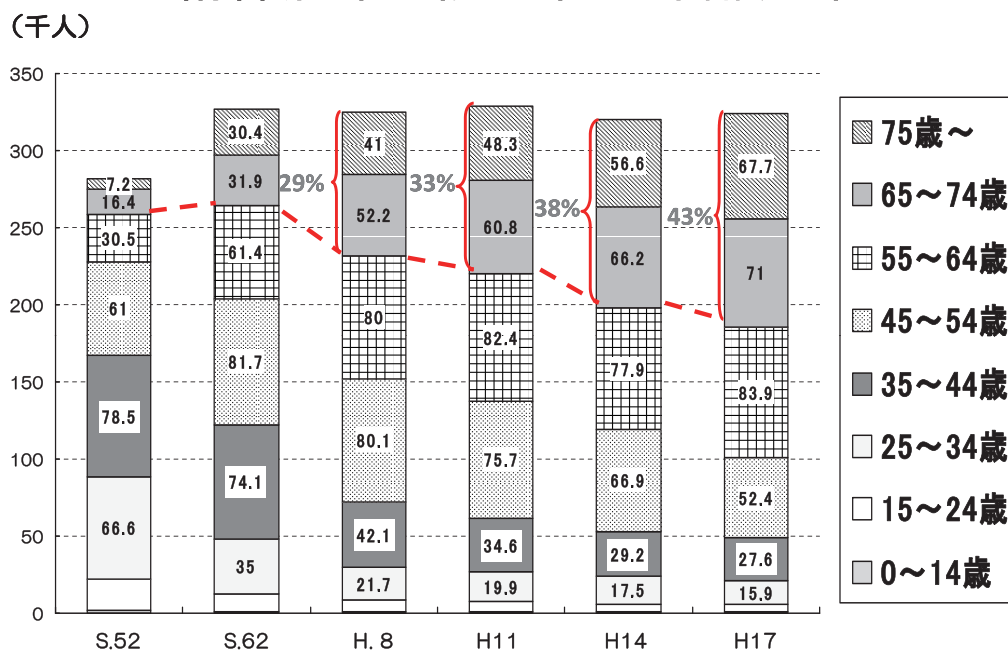
資料：患者調査

精神疾患外来患者の疾病別内訳



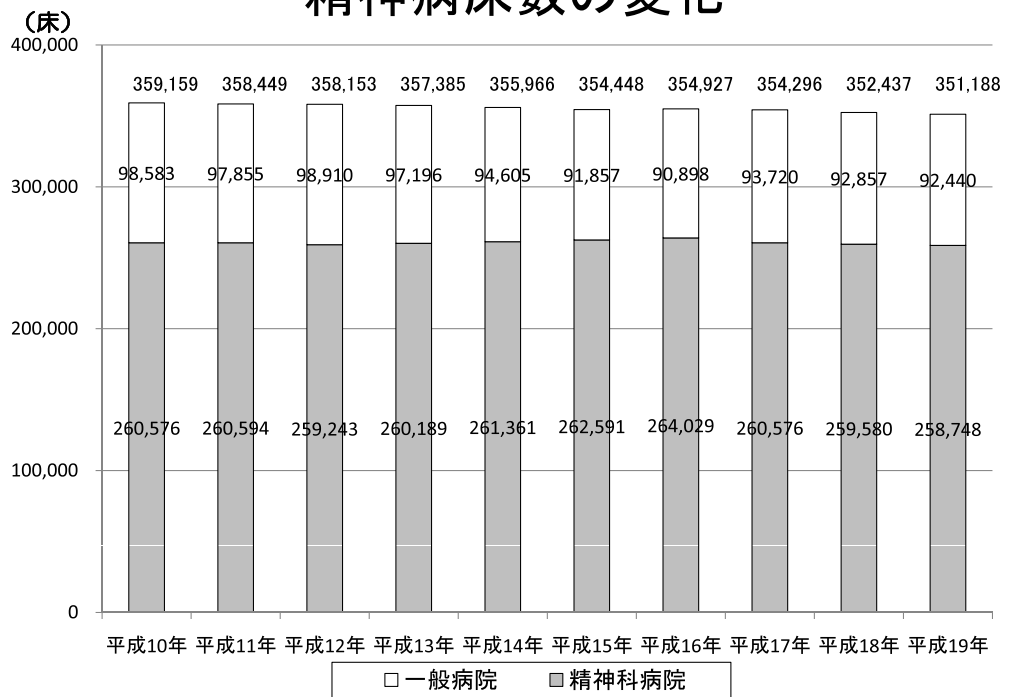
資料：患者調査

精神病床入院患者の年齢分布



資料：患者調査

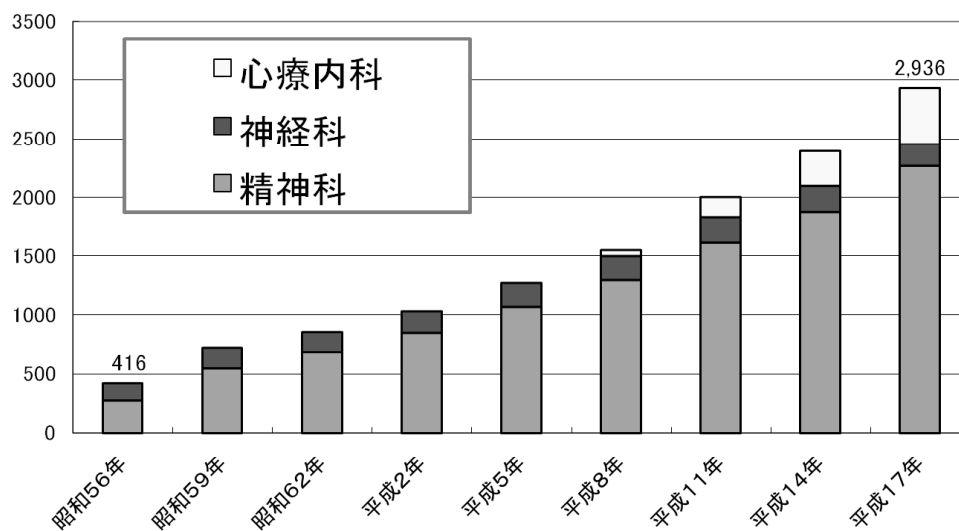
精神病床数の変化



資料：医療施設調査（毎年10月1日時点）

精神科診療所数の推移

(精神科・神経科・心療内科を主たる診療科とするもの及び単科のもの)



資料：医療施設調査